

## 山口大学国際総合科学部同窓会（福巢会）会則

### （名称及び所在地）

第1条 この会を山口大学国際総合科学部（以下「国際総合科学部」という。）同窓会（福巢会）と称し、山口市吉田1677-1 国際総合科学部内に置く。

### （目的）

第2条 本会は会員の親睦を図り、併せて国際総合科学部の発展に寄与することを目的とする。

### （事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員名簿情報の作成、修正及び管理
- 2 教育学術活動支援事業
- 3 その他必要な事業

### （会員及び資格の取得）

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員  
国際総合科学部卒業生
  - (2) 特別会員  
国際総合科学部現旧教員
  - (3) 準会員  
国際総合科学部在学学生
- 2 本会の会員となろうとするものは、総会の定めるところにより申し込みをしなければならない。この場合において、本会に対する申し込みは総会が定める会費（以下「会費」という。）を添えて行わなければならない。

### （役員及びその任務）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 若干名 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任幹事 若干名 常任幹事は、会務を処理し、会の運営にあたる。
- (4) 幹事 卒業年度毎から若干名 卒業生間の連絡にあたり、幹事会を構成する。
- (5) 監査 2名 監査は、会計の監査にあたる。

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は正会員の中から次により選出する。任期は原則として3年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会長 総会で選出する。
- (2) 副会長 常任幹事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (3) 常任幹事 会長が幹事の内から任命する。
- (4) 幹事 卒業年度毎に正会員互選により選出された者とする。
- (5) 監査 常任幹事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。この場合において、会長は当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規則及び総会での決定事項に違反したとき。
- (2) 本会及び国際総合科学部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により除名の決議があったときは、会長は当該会員に対して、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき

2 本会は、会員がその資格を喪失した場合において、既に納入した会費は、これを返還しない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会に出席するものとする。
- 3 顧問の選出方法等に関しては別に定める。

(会議)

第10条 会議は会長が召集し、出席者の過半数で議決する。

- 1 総会

総会は、原則として3年毎に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。総会は正会員(及び特別会員)をもって構成し、次の事項を審議決定

する。

- (1) 事業報告に関する事
- (2) 会計報告に関する事
- (3) 会長の選出に関する事
- (4) 会則の改正に関する事
- (5) 会員の入退会に関する事
- (6) その他重要事項

## 2 常任幹事会

常任幹事会は、随時開催する。常任幹事会は会長、副会長、常任幹事及び準会員並びに特別会員の中からそれぞれの会員相互により選出された者若干名をもって構成し、細則の改正及びその他の会の運営に関する事項を審議する。

## 3 幹事会

幹事会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、会長が必要と認めた時に開催する。緊急を要する場合に限り、幹事会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合、幹事会での議事は次の総会において承認を得なければならない。

- 4 会長が特に必要と認めたときは、関係者を当該会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (会計)

第 11 条 本会の資金は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。本会の会計年度は、当該年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### (支部)

第 12 条 本会に支部を置くことができる。

- 2 支部に支部長を置き、支部長は総会に出席する。
- 3 支部長の選出及び支部の運営等に関しては、当該支部において決定する。
- 4 支部の設置及び支部長を選出又は交代した場合には、すみやかに会長に届け出るものとする。

### (会員の義務)

第 13 条 会員は、住所、氏名、勤務先などに変更が生じたときは、速やかに本会事務所に連絡しなければならない。

### (細則)

第 14 条 会費、その他本会の運営について必要な事項は、細則で定める。

附 則

この会則は、平成 31 年 3 月 20 日から施行し、設立年月日も同日とする。

附 則

この会則は、令和元年 6 月 7 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

## 国立大学法人山口大学国際総合科学部同窓会（福集会）細則

- 1 この細則は、国立大学法人山口大学国際総合科学部同窓会会則第 14 条の規定に基づき、本会における運営に関し必要な事項を定める。
- 2 会員の個人情報の取り扱いについては、別に定める「国立大学法人山口大学国際総合科学部同窓会における個人情報の取り扱いに関する方針」に従うものとする。
- 3 顧問の選出については、正会員又は特別会員からの推薦により、常任幹事会の議を経て総会で承認する。
- 4 総会は常任幹事会が企画し、幹事会が運営する。
- 5 会員（特別会員を除く）の入会金は 1 万円とし終身会費とする。納入は、入学時に前納する。ただし、平成 30 年度以前の入学生は、卒業までに納入するものとするが、卒業後であっても適宜受け付けるものとする。
- 6 次回の総会までに、役員又は所属組織等に変更がある場合は、常任幹事会で適宜決定し、総会に報告する。
- 7 会員の入退会については、常任幹事会で適宜決定し、総会に報告するものとする。

### 附 則

この細則は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。